

申告期限
3/17(月)

まもなく税の申告受付

申告はお早めに

平成20年度市・県民税と平成19年分所得税の申告の時期です。これらの申告は、平成20年度に納めていただく市・県民税の額を算定するための重要な資料となります。申告期間間近は、たいへん混雑しますので、早めに済ませましょう。

市県民税・国民健康保険税の申告 **問い合わせ 税務課 (内線122~124)**

申告相談・受付会場

受付時間 午前9時~11時30分/午後1時~午後4時

地区	申告受付日	場所
竹松	2月1日(金)~5日(火) (土日を除く)	竹松住民センター
西大村	2月6日(水)~8日(金)	中地区公民館
福重	2月12日(火)	福重住民センター
三浦	2月13日(水)	三浦住民センター
鈴田	2月13日(水)	鈴田住民センター
松原	2月14日(木)	松原住民センター
萱瀬	2月15日(金)	萱瀬住民センター
大村	2月18日(月)~29日(金) (土日を除く)	市役所 2階大会議室
全地区	3月3日(月)~17日(月) (土日を除く)	市役所 2階大会議室

申告が必要な人

1月1日現在、市内に住所を有する人で次に該当する人

- 営業、農業、不動産、その他事業収入があった人
- 給与所得者で、給与のほかに収入があった人
- 前年退職した人で、再就職していない人
- 公的年金受給者で、社会保険料、医療費などの所得控除を受ける人や、ほかに収入があった人
- 日雇い、パート、アルバイトなど平成19年中に収入があった人
- 国民健康保険の世帯主とその加入者で、平成19年中に収入があった人
- 国民健康保険の加入世帯で、遺族年金、恩給などの非課税所得があった人

申告が必要のない人

- 確定申告をする人
- 給与所得だけの人で、勤務先から給与支払報告書が提出された人
- 公的年金収入だけの人で、各種所得控除の必要がない人

申告に必要なもの

- 印かん、申告書、源泉徴収票(年金、恩給を含む)、給与支払証明書
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料(旧長期損害保険料も可)、医療費など各種所得控除のための証明書 ● 事業所得のある人は収支内訳書
- その他の所得がある人は、その所得が分かる書類 ● 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が分かる書類

確定申告

問い合わせ 諫早税務署 ☎②1370

■市役所会場(大会議室)

・所得税の申告 2月18日(月)~3月17日(月)
※受付時間は午前9時~午後4時(午前11時30分~午後1時は受付できません)

■諫早税務署会場

・所得税の申告...3月17日(月)まで ・贈与税の申告...3月17日(月)まで
・消費税の申告...3月31日(月)まで ・還付の申告...随時受付

■申告書郵送の場合のあて先

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45 諫早税務署

■申告時の注意事項

- 市役所会場では事業(青色申告など)、譲渡(土地、株式など)の申告は受付できません。
- 農業、不動産、営業などの申告は、会場が大変混み合いますので、あらかじめ収支内訳書は整理してお越しください。

国民年金の申告準備はお済みですか

■問い合わせ 市民課(内線114)

受給者の皆さんへ

国民年金とは別に共済年金など2か所以上から年金を受給している、年金以外の給与などの所得があるなど、確定申告の必要人は源泉徴収票や証明書などを早めに準備し、期限を守って申告してください。

なお、申告に必要な年金の源泉徴収票は1月中に発送されています。

被保険者の皆さんへ

昨年1年間に支払った国民年金保険料は、社会保険料の控除として認められています。申告の際は、必ず控除証明書や領収書を添えて申告してください。

控除証明書の再発行は、諫早社会保険事務所(☎②1661)で行います。

平成19年から税源移譲によって、所得税、住民税が変わっています。

住宅ローン控除を受けている人へ

申告が必要です！ 申告期限／3月17日(月)

所得税から住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)を受けている人で、税源移譲によって所得税が減額になり、控除できなくなった額がある場合は、住民税(所得割)から控除します。

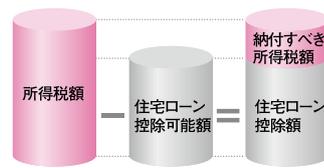
対象:平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人

申告方法

所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して市へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

※申告書(市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書)は、市税務課、税務署に備えています。

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

所得変動に伴う住民税の減額について

申告が必要です！ 申告期間／7月1日～31日

税源移譲により、所得税率の変更で税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更で税負担の増加の影響のみ受ける人については、納付済みの平成19年度分の住民税から、税源移譲で増額になった住民税相当額を還付します。

対象:平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった人

※申告書は、6月中旬頃、市税務課に備えます。



地震保険料控除が創設されました(所得控除)

これまでの損害保険料控除が改められ、地震保険料控除が創設されました。これにより短期損害保険料控除が廃止され、長期損害保険料控除と地震保険料控除がある場合のみ適用されます。

高齢者非課税措置の廃止

平成17年1月1日現在で65歳以上の人に適用されていた、住民税の経過措置(平成18年度3分の2、平成19年度3分の1減額)が廃止されます。

国税庁ホームページで所得税確定申告書などが作成できます。

メリット

- ◆所得税・消費税確定申告書のほかに、収支内訳書・青色決算書が作成できます。
- ◆画面の指示に従って金額などを入力すると簡単に申告書などが作成できます。
- ◆「確定申告書等作成コーナー」は、都合のいい時に、いつでも利用できます。
- ◆カラーやモノクロプリンタで所定の手順に従ってA4サイズの普通紙に印刷すれば、確定申告書などが作成できます。

国税庁ホームページアドレスは

<http://www.nta.go.jp>

国税電子申告・納税システム [e-Tax]をご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などのデータは、自宅や事務所などからインターネットを利用して提出することもできます。

●事前準備が必要です。

- ・開始届出書を速早税務署に提出してください。開始届出書の提出は直接窓口に出向くか、インターネットからでもできます。
- ・電子証明書は住民基本台帳カード(ICカード)を利用しますので、ICカードリーダライタが必要です。
- ・住民基本台帳カードは市民課で交付しています。
- ※発行まで40分～60分を要します。時間に余裕をもってお越しください。
- ※e-Taxでは、法人税、酒税、及び印紙税の申告、各種の申請・届出など、すべての税目の納税ができます。

詳しくはe-Taxホームページをご覧ください

<http://www.e-tax.nta.go.jp>